

事故（外板価値）減価額証明書の取得手順について

事故（外板価値）減価額証明書・・・事故前と事故後(修理後)の時価額の差額を出す査定です。
原則として修理後に実際にお車を見て査定します。協定済みの修理見積書(交換部品や工賃が記載されたもの コピー可)を用意して、申し込みをしてください。

※この証明書は事故等の被害を受けた車全てに出せるものではありません。

骨格部位に交換跡・修理跡・損傷のある場合・・・事故減価

規定の外板パネルに交換跡又は交換を要する場合・・・外板価値減価

証明書が出せるか事前に確認したい場合は修理見積書を用意の上、支所へお問合せください。

査定料金は別紙料金表に準じます。

以下のような場合にご利用ください。

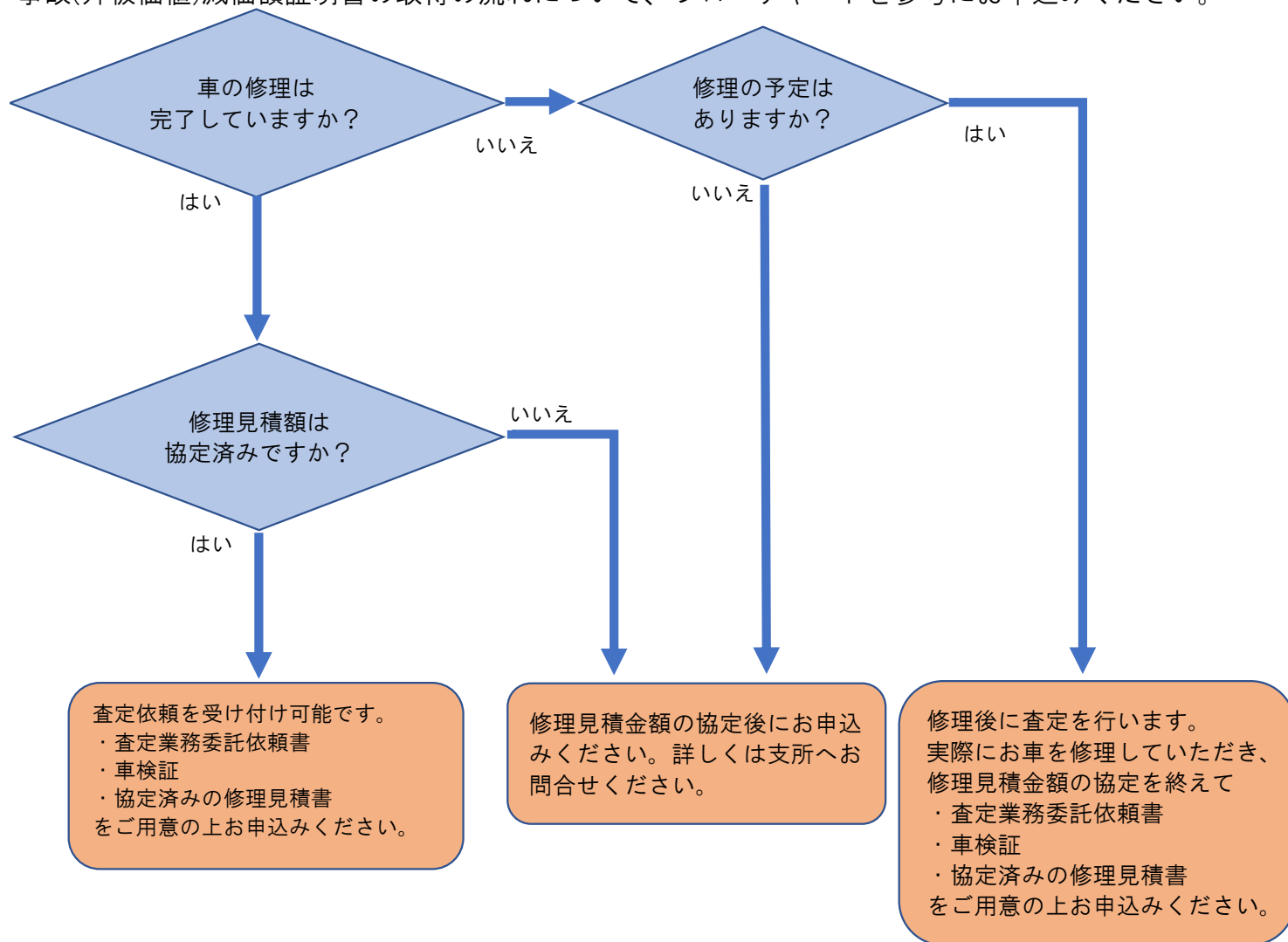
評価損（格落ち）の金額を証明してほしい。

保険会社等とのやり取りで参考となる証明書をとりたい。

※ 第三者機関として公正な立場で証明するものです。

※ 査定協会は示談交渉等には関与いたしません。

事故(外板価値)減価額証明書の取得の流れについて、フローチャートを参考にお申込みください。



修理見積金額の協定とは・・・被害者（例：修理工場等）と加害者（例：保険会社等）の間で修理金額の合意を得ること。

協定済みか不明な場合は、修理工場又は相手方(保険会社等)に修理金額は協定済みかの確認をお願いします。